

## 関係用語・定義集

国民健康保険事業費納付金	国民健康保険運営のため、市町村が都道府県に納付するもの。納付金の額は、都道府県が各市町村の医療費総額や平均所得額等を元に、市町村ごとに算出する。あま市が翌年度に納付する金額は、仮算定額が11月中旬に、本算定額が翌1月中旬に、愛知県から示される。
保険税収納必要額	あま市が国民健康保険税として収納する必要がある金額。 納付金や保健事業等に要する金額の合算額から、県支出金等を減じて算出する。
標準保険税率	納付金の額を踏まえ、都道府県が市町村ごとに示す標準的な保険税率。 納付金と同様、仮算定による税率と本算定による税率が、愛知県から示される。あま市は、令和5年度に標準保険税率に到達するよう、段階的な税率改正を行っている。
激変緩和措置	納付金の額の急激な上昇を緩和する制度。 都道府県が納付金の額や標準保険税率を算定した際、1人当たり納付金の額が前年と比較して急激な上昇があった場合、都道府県が設定した伸び率に据え置いて納付金の額や標準保険税率が算定される。
国民健康保険税	医療分・後期分・介護分から構成される。
医療分	国民健康保険税のうち、保険給付に充てるもの
後期分	国民健康保険税のうち、後期高齢者医療制度への拠出金に充てるもの
介護分	40歳～64歳の被保険者のみ課される国民健康保険税で、介護保険料にあたるもの
賦課方式	国民健康保険税の算出方法で、主なものとして次の各方式がある。 <input type="radio"/> 4方式（所得割・資産割・均等割・平等割） <input type="radio"/> 3方式（所得割・均等割・平等割） <input type="radio"/> 2方式（所得割・均等割） あま市は4方式を採用しているが、令和5年度に3方式へ移行する方針。
所得割	被保険者の所得に対して賦課されるもの
資産割	被保険者が所有する固定資産に対して賦課されるもの あま市は、令和5年度に廃止となるよう段階的な削減、所得割への振り替えを行っている。
均等割	被保険者1人に対し、定額が課されるもの
平等割	全加入世帯に平等に課されるもの
年齢調整後医療費指数	各市町村の過去3ヵ年1人当たり医療費について、市町村ごとの年齢構成の差異を調整し、全国平均が「1」となるよう医療費水準を指数化したもの。
医療費指数反映係数（ $\alpha$ ）	都道府県が納付金の額や標準保険料率を算定する際、各市町村の医療費水準を反映させる割合。「1」の場合は全て反映され、「0」の場合は反映されず保険料率が都道府県内で統一される。 愛知県は、原則的として「1」を採用している。
所得係数（ $\beta$ ）	全国平均の被保険者1人当たりの所得額における愛知県の所得額水準に応じた係数。おおむね1.2。
課税割合	国民健康保険税のうち、応能分と応益分の割合。 あま市は、令和5年度に $\beta(1.2) : 1$ となるよう、段階的な税率改正を行っている。
応能分	所得割と資産割の合計
応益分	均等割と平等割の合計
課税限度額	国民健康保険税を課税する上限額。 医療分・後期分・介護分それぞれに設定されている。
保険税軽減制度	低所得者の保険税負担の軽減を図るため、所得が一定基準以下の場合に、均等割及び平等割の額を軽減する制度。 所得に応じて、7割軽減・5割軽減・2割軽減の三段階に分けられる。